



環 管 - 941
平成30年1月11日

株式会社東環
代表取締役 渡 邊 忠 隆 様

秋田県知事 佐 竹 敬 入



秋田市内産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

このことについて、秋田県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく環境の
保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域周辺には多数の住居が存在することから、工事中及び供用後
における生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するとともに、事業計画に
ついて地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係
る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法
の見直しを行う等、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

建設機械等の稼働に伴う騒音及び振動の影響について、対象事業実施区域の敷
地境界で調査及び予測することとしているが、周辺には多数の住居が存在するこ
とから、生活環境への影響を勘案し、必要に応じて調査地点を追加する等、適切
に調査、予測及び評価すること。

(2) 悪臭

供用後における悪臭の影響について、地域的な気象特性を考慮し、必要に応じ
て調査時期や回数を追加する等、適切に調査、予測及び評価すること。

(3) 水質

ア 工事の実施に伴う水の濁りの影響について、降雨が最大となる時期を調査期
間として設定するとともに、予測に用いる降雨強度の妥当性を検証した上で、
適切に予測及び評価すること。

イ 工事中及び供用後における放流水等の影響について、仮設沈砂池の諸元や浸出液処理施設からの放流量等の予測条件及びその設定根拠を準備書において明らかにした上で、適切に予測及び評価すること。

ウ 事業の実施に伴う放流水等の排出先である馬踏川の下流には、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づき指定された八郎湖が存在することから、供用後における放流水等の汚濁負荷について、八郎湖の水質に及ぼす影響にも配慮すること。

（4）動物、植物及び生態系

対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ等の猛禽類やトウホクサンショウウオ等の両生類等、重要な種が複数確認されているほか、対象事業実施区域内にはオクチョウジザクラコナラ群落等の自然度の高い植生が分布している。

このため、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を増やす等、これらの動植物の生息及び生育状況を適切に把握した上で、事業の実施に伴う影響について予測及び評価すること。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881